

池田真朗
『スタートライン債権法〔第7版〕』
第1刷 訂正表

※ 以下の訂正がございます。お詫びして訂正いたします。

251 頁 上から 9 行目～11 行目

【誤】

……までを要件として明示し（424 条の 2）、特定の債権者に対する担保の供与や本旨弁済が詐害行為になる場合については、債務者と受益者との通謀を要件として明示し（424 条の 3①項 2 号参照）。……

【正】

……までを要件とし（424 条の 2）、特定の債権者に対する担保の供与や本旨弁済が詐害行為になる場合については、その行為時にすでに支払不能の状態にあり、かつ債務者と受益者との通謀を要件として明示した（424 条の 3①項 1 号・2 号参照）。……